

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 埼玉県
（氏名） A

上記被審人に対する平成28年度（判）第21号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官高橋良徳、審判官城處琢也、同君島直之から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金14万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成29年1月30日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成28年11月28日

金融庁長官 森 信 親

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第16号に該当

被審人は、平成27年5月13日から同月15日頃までの間に、写真機、時計、時計側等精密機械器具の製造、販売、及び輸出入業等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所JASDAQ市場に上場されている日本精密株式会社（以下「日本精密」という。）との間で、第3回新株予約権の総数引受契約締結の交渉を行っていたBから、同人がその契約締結の交渉に関し知った、日本精密の業務執行を決定する機関が、同社の発行する株式を引き受ける者の募集及び募集新株予約権を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、法定の除外事由がないのに、上記重要事実の公表がされた平成27年7月17日より前の同年5月22日及び同月29日、C証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、D名義で、自己の計算において、日本精密株式合計2000株を買付価額合計55万7000円で買い付けたものである。

(別紙2)

2 法令の適用

法第175条第1項第2号、第166条第3項前段、第1項第4号、第2項第1号イ、第176条第2項

3 課徴金の計算の基礎

別紙1に掲げる事実につき

- (1) 法第175条第1項第2号の規定により、当該有価証券の買付けについて業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

$$(350 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株}) - (276 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 281 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株}) \\ = 143,000 \text{ 円}$$

- (2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、140,000円。